

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 土地改良事業の工事の完了（農村整備課）  
保安林の指定の解除予定（森林保全課）  
都市計画事業の事業計画の変更の認可（五件）（下水道課）

## 告 示

### 鳥取県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業全体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日南町	農林地一体開発整備パイロット事業神戸上地区 農用地造成と農道整備を一体としたもの	平成十年三月二十四日

### 鳥取県告示第七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字浦富字浜通り二四七五の一六七・二四七五の一六八・二四七五の一八一・二四七五の一八二・二四七五の一八四・二四七五の三四七・二四七五の三八（以上七筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

### 鳥取県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第

一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年三月一日から平成十三年三月三十一日まで

(変更前 昭和五十二年三月一日から平成十一年三月三十一日まで)

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第

一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業 羽合町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から平成十三年三月三十一日まで

(変更前 昭和五十二年十二月十六日から平成十一年三月三十一日まで)

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第

一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画下水道事業 東郷町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から平成十三年三月三十一日まで

(変更前 昭和五十二年十二月十六日から平成十一年三月三十一日まで)

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

三朝町

二 都市計画事業の種類及び名称

三朝都市計画下水道事業 三朝町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から平成十三年三月三十一日まで

（変更前 昭和五十六年十一月二十七日から平成十一年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定のより、次のとおり告示する。

平成十一年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

関金町

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 関金町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から平成十三年三月三十一日まで

（変更前 昭和五十六年十一月二十七日から平成十一年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし